



(新町分)
土地賃貸借契約書

賃貸人 串本町（以下「甲」という。）と賃借人 近畿労働金庫理事長（以下「乙」という。）とは、土地の賃貸借について下記のとおり契約を締結する。

記

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を乙に賃貸する。

所在地 東牟婁郡串本町串本2000番地9の内
地目 宅地
面積 526.71平方メートル

（使用の目的）

第2条 乙は、この土地を 近畿労働金庫串本支店敷地 として使用するものとし、他の用途に供しないものとする。

（賃貸借の期間）

第3条 この土地の賃貸借の期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までとする。（但し、期間満了前甲、乙何れよりも解約の申し出がない場合、更に1年延長するものとし、その後においても同様であることとする。）

2 甲は、本契約期間中であっても返還を希望する場合、6ヶ月前に乙に申し出、乙は期間内に返還しなければならない。

3 乙は、前項の場合において生じた損害については、賠償を求めることができない。

（賃貸借料）

第4条 乙は、この土地の賃貸借料として、年額 金261,806円を支払うものとする。但し、貸借にあたり1ヵ月末満の端数が生じた場合、月割りをもって計算する。

2 乙は前項の賃貸借料を甲の発行する納付書により、年度末（3月31日）まで甲が指定する場所に支払うものとする。

（賃貸借料の改定）

第5条 甲は、前条の賃貸借料が土地価格の変動により、又は近隣の土地の地代もしくは賃借料に比較して不相当となったときは、賃借料の改定を請求することができる。

（譲渡及び転貸等の禁止）

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときはこの限りでない。

- (1) この土地を転貸し、又はこの土地の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) この土地の形質を変改しないこと。
- (3) この土地を第2条の目的以外に使用しないこと。

（土地の使用状況の変更）

第7条 乙は、この土地に新たに建物を建築し、又は既存建物の増築、改築等を行うおうとする時は、あらかじめ書面による甲の承認を受けなければならない。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催促することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 賃借料の支払いをしばしば遅滞し、その遅滞が甲乙間の信頼関係を著しく損なうと認められるとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) その他本契約条項に違反したとき。

（原状の回復）

第9条 乙は、契約期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除された時は、甲の指示に従い、乙の負担で、直ちにこの土地を原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が現状においての返還を認めたときはこの限りでない。

2 乙は甲に対して、この土地の明け渡しに際し、明け渡しに要した立ち退き料その他名目の如何を問わず、金銭的な要求は一切しないものとする。

（契約の費用）

第10条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

（疑義の決定等）

第11条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 貸付人

和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地
串本町長 田嶋 勝正



乙 借受人

大阪市西区江戸堀1丁目12番1号

近畿労働金庫

理事長 渡壁 長 則

